

# 平成27年度第3回九重町総合教育会議

## 議事録

### ■会議の概要

1. 日 時 平成27年6月29日(月) 13:30~14:45
2. 会 場 九重町役場庁舎 3階 301会議室
3. 出席者 九重町長 坂本和昭  
九重町教育委員長 河野浩治  
九重町教育委員 佐藤テイ子(委員長職務代理者)  
九重町教育委員 佐藤住子  
九重町教育委員 井上東介  
九重町教育委員 衛藤和子  
(事務局)  
総務課長 時松新一  
総務課行政GL 熊谷博文  
教育振興課長 佐藤眞治  
教育振興課参事 森山智紀  
教育振興課教育指導GL 小幡英二  
教育振興課教育振興GL 江藤寿雄  
子育て支援課長 小幡靖彦  
社会教育課長 小山正記  
(会議公開にかかる参加者)  
なし
4. 会議の次第
  - 1) 開会
  - 2) 町長あいさつ
  - 3) 検討事項
    - ①前回会議録の承認
    - ②大綱の策定について  
ア 大綱(案)説明・協議について
  - 4) 報告事項
    - ①九重町のいじめ・不登校状況とその対策について(説明)
  - 5) 次回の議題と今後の日程について(説明)
  - 6) 閉会

## ■会議録

(説明及び発言等内容は、要点でまとめています。)

次 第	説明・発言等内容
<p>1) 開会</p> <p>2) 町長あいさつ</p>	<p>(時松総務課長)</p> <p>只今から第3回目の九重町総合教育会議を開催する。</p> <p>(坂本町長)</p> <p>梅雨の大雨により、各地で被害が出ている。九重町は今のところ被害が少ないが、日照不足が農業に影響し心配である。九重町の観光は夏がメインであり、今後の天候が良いことを祈っている。</p> <p>実は先週、大分県町村会で、青森県の七戸町、板柳町の二つの町を視察したので、板柳町の取り組みを紹介したい。</p> <p>板柳町は読書推進事業に力を入れており、早寝早起き朝ごはん運動の推進に係る文部科学大臣表彰を受賞。毎月30日を三無い(30)、ノーテレビ、ノーゲームデーなどとし、家族でこの日は一緒に読書をする。全体の普及状況をレベル1から5と定め、レベル1は食事中はテレビを消す、レベル2になると、夜9時以降はテレビを見ない、テレビゲームをしない。レベル3になると、テレビやゲームを1日1時間まで。レベル4が家に帰ってからテレビを見ない、テレビゲームをしない。レベル5は一日テレビを見ない、テレビゲームをしない。更には、まちかど文庫という、病院とか、役場のロビーなどに文庫を設置し、持ち帰っても、持ち込んでもよしというように町全体で取り組んでいる。また、子どもたちに司書養成講座を年8回から10回開設し司書同様の資格を持たせ、学校図書室の司書の手伝いをしている。</p> <p>また、リンゴの産地であり、「りんご丸かじり条例」というものがあり、すなわち安心安全なリンゴを作り、丸かじりしても大丈夫であることをアピール。過去に風評被害もあり、また、皮と実の間が一番栄養があり丸かじりをアピールし、逆境を乗り越え今では全国に誇るリンゴの産地となった。余談となったが、先週の視察についてご報告を申し上げた。</p> <p>本日につきましては、大綱案をご審議をいただき、そして最終的に、次回には大綱として整備をしていきたい。ご協力お願い申し上げます。</p>
<p>3) 検討事項</p> <p>①前回会議録の承認</p>	<p>(坂本町長)</p> <p>前回の会議録の承認について説明を求める。</p> <p>(時松総務課長)</p> <p>第1回目の総合教育会議の議事録と、6月2日の第2回目の議事録をお手元に差し上げている。全文筆記ではなく要点筆記としている。この内容で良ければ承認をお願いしたい。</p> <p>なお、ホームページにも掲載することになっているので合わせて報告する。</p>

②大綱(案)について

(坂本町長)

早速、検討事項の大綱の策定について、大綱案を説明していただき、皆さんから修正等意見を聞き、その次につなげていきたい。

(佐藤教育振興課長)

前回の会議で決まったことを基本にして作っている。前回の決定事項は、大綱については新規で作成するという、第4次総合計画を基本にして考えるということ、その他の計画との整合性を図るということであった。それから、大綱ということであり、具体的、詳細については必要ないということと、計画年度については2ヵ年ということであった。

項目は就学前、学校教育、社会教育、芸術・文化、スポーツの5項目とし、河野委員長から人権教育を盛り込む提案があったがのそのことについては後で説明したい。また、全体で10ページ以内ということで考えていくということ。以上の点について、参事と協議し策定案としている。

読み上げて提案する。(別紙資料2)

・はじめに

・目次

1. 九重町教育の基本理念

2. 大綱策定の趣旨

3. 大綱の期間

4. 基本方針

(1) 就学前教育

(2) 学校教育

(3) 社会教育

(4) 芸術・文化

(5) スポーツ 全6ページ

以上である。

(坂本町長)

それでは、基本理念、大綱策定の趣旨、基本方針を5つに分けてそれぞれ記してある。ご意見をいただきたい。

(佐藤教育振興課長)

就学前教育につきましては、こども園の関係があり、幼保一体化保一の関係を経済計画に加えて、大綱に付け加えている。

学校教育については、参事が、国の考え方を含めて加えた形になっている。社会教育については、第4次総合計画、町有施設の有効活用計画を前提として交流センター部分と旧体育館の耐震化を付け加えた。

芸術・文化、スポーツについては、第4次総合計画どおりとした。

人権教育については、第4次総合計画の社会教育では掲載がない。啓発は

当然、総務課が窓口であり記載はある。学校教育の各論の中で、学校における人権同和教育の記載がある。総合的な部分もあったので、社会教育の部分において記載はしていない。

(坂本町長)

人権教育の推進も含めて意見をいただきたい。本日の提案となったので、見てすぐというのも難しいでしょうが。

人権教育に関して総務課の考え方はどうか。

(時松総務課長)

啓発と教育という観点から、社会教育の関係で、人権教育の文言が入る方が良いと感じている。

(坂本町長)

項目は5項目。別途に項目を設けるのか。あるいは、社会教育、学校教育に含めるか。

(小山社会教育課長)

人権教育という項目を設けて、就学前、学校教育、社会教育の分野別にするのか、また、それぞれ項目の中で人権教育を掲載するというどちらかがある。

(坂本町長)

人権教育という枠を設けた方が良いのではないか。

(佐藤住子委員)

項目を設ける方が良いと思う。分けないと、すべてに書く必要があるのではないか。項目の6か、学校教育かと社会教育の後の4番ではどうか。

(坂本町長)

現在進めているこのえ学園構想の表記はないのか。

(森山教育振興課参事)

学校教育の中で、5行目あたり、町内すべてのこども園・小学校・中学校をそれぞれの教育活動を活かしつつ、互いに密接に連携・協働して切れ目のない教育を実施していくこと、このことが学園構想という言葉は入れてないが、この部分になる。施策の部分になり、大綱ではこういう表現としている。

(井上委員)

人権教育を社会教育の中に入れる。あるいは、別に6番目にとりあげるべ

きか、その辺が一つの焦点じゃないか。

(小山社会教育課長)

正しい表現か分からないが、社会教育分野での人権教育とか、青少年教育、婦人教育、高齢者教育などの1ジャンルの人権教育という意味と、また、大きい人権教育というか、就学前も学校も社会教育も貫いた人権教育が大きな人権教育ととらえた場合、どちらが分かりやすいか。それぞれの領域で人権教育とした方が分かりやすいのか、皆さんの意見を求めたい。

(坂本町長)

まとめて一つの項目を作るのか、それぞれの分野に入れるのか意見を伺いたい。

(井上委員)

総務課長から説明のあった第4次総合計画の中で、人権関係はどのように掲載されているのか。

(時松総務課長)

総合計画では、住民と行政が連携し、協力し合うまちづくりという項目で、人権教育と啓発のことを一緒に掲載している。その中で、人権教育としては、就学前教育、学校教育、全体を通じて教育・保育活動の推進を図るとし、あらゆる分野に人権教育を取り入れていくとしている。教育の部門には、人権関係のことは掲載がないが、大綱については、私としては、一つ項目を設け、その中で就学前とか学校教育の段階、社会教育の段階でどういう形でやっていくかというのを入れたらどうかと考える。

(佐藤テイ子委員)

賛成である。

(坂本町長)

やはり、一項目別途に項目として掲載した方が良いのではないかと。

(古後教育長)

では、項目が増えることになるので、1は就学前、2は学校教育。この1、2、3は教育の場面に沿っている。芸術・文化とスポーツはどちらかといえど課題別となる。社会教育、芸術・文化、スポーツを一つにまとめる方法もあるのではないかと。そして4に、人権教育ではどうか。

九重町の人権基本計画にも連動させ、教育の分野でも取り組むというような記載もできる。4項目がすっきりして良いのではないかと。あらためて、1、2、3を補完する意味で人権教育を入れる考え方で良いのではないかと。

(井上委員)

それで良いと思う。

(坂本町長)

では、今の意見を整理して、次回に提案してほしい。

(井上委員)

学校教育の中で、森山参事から説明のあった学園構想という文字があえて出てないことについて、町内全て切れ目のない教育を実施していくなかで、学園構想の意味を含んでいると理解できるが、あえて、学園構想と表記しなかったのか。

(森山教育振興課参事)

平成29年度に本格的に実施していくということで、現在、計画を進めている。あえて入れなかったというより、施策の分野であり、規模など実際に始まってみないと分からない部分もある。

確かに、言葉としては入れていないが、家庭・地域の連携をより一層強めて学校、家庭、地域が一体となった教育活動を推進していきますという部分により、このえ学園構想を含んでいるという考えである。学園構想以外の現在取り組んでいる地域と学校の連携なども含まれている。

(古後教育長)

平成29年に大綱を見直すことになれば、平成29年からの大綱には表記できるのではないか。

(坂本町長)

先日、学園構想については議会に説明した経過もあり、大綱が策定されれば議会にも報告することになる。大綱の期間は2年間であり、来年度見直しになることもポイントである。

(古後教育長)

あえて表記する方が良いのではないか。その方向で検討してみてはどうか。

(坂本町長)

学園構想の目的も含まれていることでもある。

(佐藤テイ子委員)

表記しても良いのではないか。

(古後教育長)

第4次の策定時には構想として打ち出してないが、考え方の中には小中の連携もあり、目指すべきものとしていた。

(佐藤テイ子委員)

現場の先生も認識しているのではないか。

(古後教育長)

社会教育関係にも示した。表記する方向で検討してほしい。

(坂本町長)

本年は中国陝西省への派遣研修が中止になった。来年は未定であるが、教育の側面からの国内外の交流はどのように含まれているのか。総合計画ではどの分野となっているのか。

(時松総務課長)

社会教育の分野で国際交流の推進に含まれている。

(古後教育長)

どちらかと言えば環境問題が前面である。

(坂本町長)

では、本日協議した人権教育の関係、学園構想等々、再度整理して提案いただきたい。

(佐藤教育振興課長)

確認したい。5ページの学校教育の中に学園構想を表記する方向で、3番の社会教育に芸術・文化、スポーツをまとめるということ、新たに人権教育の項目を設けるということで良いか。

(佐藤テイ子委員)

芸術・文化、スポーツは社会教育と分ける方が良い。

(佐藤教育振興課長)

社会教育に含めるのではなく、別項目とし、芸術・文化、スポーツを1項目とすることで良いか。

(時松総務課長)

社会教育を一つの項目とし、芸術・文化、スポーツを一つの項目にして、新たに人権の項目を設けることで良いのではないか。

<p>③報告事項 九重町のいじめ・不登校状況とその対策について</p>	<p>(佐藤教育振興課長) 社会教育の中に、国際交流を含めていく方向で良いか。</p> <p>(坂本町長) その方向で良いか。</p> <p>(承認)</p> <p>(佐藤教育振興課長) 次回開催時は、できれば、1週間か10日前に資料を配布したいと思う。次回で決定したいので願います。</p> <p>(坂本町長) それでは、本日の意見・決定事項を踏まえて、再度提案をお願いしたい。</p> <p>(坂本町長) 次に報告事項を説明してほしい。</p> <p>(佐藤教育振興課長) 九重町のいじめと不登校の状況とその対策について、滋賀県の事例もあり、既に教育委員会には報告しているが、総合教育会議にも報告し、情報の共有に努めたい。九重町の現状とその対策について報告する。</p> <p>(小幡教育振興課教育指導 GL) 九重町いじめ防止基本方針については、平成26年の4月に基本方針を策定している。これは、滋賀県大津市のいじめの自死に関わって平成25年6月28日にいじめ防止対策推進法が公布された。それを受け、文科省から平成25年10月にいじめ防止基本方針の策定を推進する通知が出された。県及び町の方でもいじめ防止基本方針の策定により平成26年の4月からこの方針に則っていじめ防止に努めている。本来は、法律上は望ましいということで、策定を義務付けるものではなかったが、状況を考えると、この基本方針を策定した方が望ましいだろうと言うことで策定した。</p> <p>同時に、色んな組織を立ち上げるべきであるということから、町の自治体にはいじめ問題対策連絡協議会や教育委員会の附属機関など、いじめに関する附属機関を設置し、条例で定めるとされているが、これも努力義務である。学校に対しては、学校いじめ防止基本方針の策定及び組織の設置は義務とされている。よって、現在すべての小学校、中学校でいじめ防止基本方針を策定しており、組織も設置している。</p> <p>教育委員会と町については、その推進法のなかに、重大事案が発生した場</p>
---	--



合の対策について、教育委員会や町が積極的に関わるべきであるとされた。滋賀県大津市の場合は、市長部局と教育委員会の連携が取れなかったということにより、首長が責任を持って解決すべきであるとされている。

具体的には、11ページまでは学校に関わったいじめ防止基本方針であり、11ページの重大事態への対応から説明したい。

【資料により説明】九重町いじめ防止基本方針

#### 6 重大事態への対応

このように、滋賀県の場合、教育委員会の隠ぺい体質がかなり問題となった。設置者である首長の方が調査委員会を設置し、事実解明と本人や保護者への説明責任を果たすべきと記されている。

九重町のいじめ不登校の状況については、平成26年度の調査結果から説明する。

【資料により説明】

- 1 平成26年度不登校調査結果のまとめ
  - (1) 調査結果（平成27年3月31日現在）
  - (2) 不登校児童生徒の出現率
  - (3) 不登校の主な要因
- 2 平成26年度いじめ調査結果のまとめ
  - (1) 調査結果
  - (2) 発見のきっかけ
  - (3) いじめの主な態様
  - (4) いじめられた児童生徒の相談状況
- 3 平成27年度いじめ不登校に対する九重町の取組
  - (1) 校長会・生徒指導担当者会等の実施
  - (2) 早期発見
  - (3) 教育委員会への報告
  - (4) 解決に向けて

(坂本町長)

詳しく説明いただいたが、質問等があれば受けたい。

なし

(坂本町長)

それでは、次回の議題と日程について提案してほしい。

(佐藤教育振興課長)

今回は7月29日の午後1時半から、301会議室で開催する予定である。先ほど確認したように、再度の案を10日前くらいに届ける。最終的には次回でまとめたいと考えているのでお願いしたい。

4 次回の議題と今後の日程について

(坂本町長)  
以上の提案で良いか。

(承認)

(坂本町長)  
それでは、お忙しい中ではあるが出席をお願いしたい。  
これで終了する。